

# 参 考

2号

市立保

## 《市立保育所における運営上の留意点》

### 緊急事態宣言解除後の市立保育所における運営上の留意点について（通知）

令和2年5月25日をもって神奈川県における緊急事態宣言が解除されたことを受けて、市立保育所における運営上の留意点をお示しします。各園におかれましては下記留意点をご参照の上、日々の保育にあたっていただきますようお願いいたします。

#### 1 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した保育所の運営について

保育所においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、感染症の予防に配慮しながら保育を行っていただいておりますが、新型コロナウイルスの感染予防のために、従来の取り組みに加え、厚生労働省から令和2年5月4日に「新しい生活様式」が公表されました。今後、日常生活の中で取り入れるべき実践例として示されていますので、基本的な事項としてガイドラインに加えて、日々の保育においても取り入れてください。

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密の回避（密集、密接、密閉）」
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

#### 2 保育の実施にあたっての留意点について

登園自粛期間が2か月近くに及んでいます。新入園児はもちろん、進級児についても、緊急事態宣言の解除後には徐々に通常の保育に戻っていくことになります。

保育内容や行事の実施など、子どもの様子や成長にあわせ、当初の計画について再検討することも必要です。新しい生活様式の「日常生活を営む上での基本的な生活様式」に沿った新しい保育を各保育園でも考えていきましょう。

※新型コロナウイルス感染症は、予防方法なども含めて現状未知な部分が多い感染症です。その中でも、『3密』（密閉・密集・密接）で感染が拡大することが分かっています。保育の実施に当たっては、『3密』を避けることは難しいですが、できる範囲で『3密』を避けることができるよう、下記の留意点を参考に各園で検討してください。

|  |  |
|--|--|
| <p>保育室での保育、<br/>昼食時（おやつ含<br/>む）、午睡時の<br/>留意点</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室内は基本的に「3密」が避けられない環境です。換気や手洗い、室内の消毒などを継続すること。</li> <li>・小集団での保育の実施、保育内容、保育計画の見直し等を行い、なるべく密な環境を作らないようにすること。</li> <li>・昼食時や午睡時は、スペースに余裕がある場合は、なるべく園児同士の間隔を空けるようにすること。</li> <li>・子どもが集団生活を行う上で、密な状態を絶対避けられないことについて、保護者にも理解していただくよう、園だよりなどを使って伝えてください。</li> </ul>  |
| <p>衛生管理上の<br/>留意点<br/>（園内消毒、タオ<br/>ル、歯磨きの取り<br/>扱い等）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き園内の消毒を実施すること。消毒の回数は、触れる頻度に応じて対応すること。<br/>(消毒実施箇所：手を触れる箇所及び共有で使用する箇所（床、棚、ドア、テーブル、いす、蛇口、など))</li> <li>・保護者等、園外の人に触る箇所は重点的に消毒すること。</li> <li>・園児のタオル、歯ブラシ、コップは、触れ合わないよう、できる限り離して配置すること。</li> <li>・集団でのうがいは実施しないこと。</li> <li>・歯磨き（仕上げ磨き含む）を一旦中止する場合には、家での歯磨きを念入りに行う等について保護者に周知します。</li> <li>・ペーパータオルが入手できる場合には、活用してください。</li> </ul> |
| <p>登園を避ける目安</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員や子どもの健康チェックは引き続き行うこと。</li> <li>・自宅において園児の発熱や呼吸器症状が認められた場合は、登園を避けてもらうよう要請します。また、解熱後 24 時間以上が経過しても、咳などの呼吸器症状が改善傾向になるまでは登園しない対応は、今後も継続します。</li> <li>・発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意すること。判断に迷う場合は、主治医や嘱託医等と相談すること。</li> </ul>   |
| <p>発熱した園児の<br/>対応</p>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児が保育中に発熱した場合、保護者の迎えまでの間は、インフルエンザが疑われる場合の対応等に準じて、可能な限り個別の部屋で、特定の職員が看病等を行うこと。</li> </ul>  |
| <p>朝・夕の登園・降園<br/>時及び保育の受入<br/>れ時の留意点</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室に保護者が入ることで感染リスク拡大の恐れがあることを念頭においた上で、保育室の入口での引渡しを行うなど、各園で室内設定の見直しや受け入れ体制等を工夫してください。</li> <li>・登園、降園時の園敷地内での保護者同士の会話等も、必要最低限に留めるよう周知すること。</li> </ul>   |
| <p>園庭や公園での<br/>保育や、散歩時の<br/>留意点</p>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具の使用は妨げませんが、遊具等を使用した後は必ず手を洗うなど、感染症に関する一般的な留意点に気を付けながら使用すること。</li> <li>・散歩時は、安全管理上、手をつなぐことは差支えありません。</li> </ul>  |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>プール実施にあたっての留意点</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年5月22日に文部科学省から「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」が出されており、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されています。（「保育・教育 感染症 横浜市」で検索。文部科学省通知 【文科】0522 参照）</li> <li>一律にプールを中止とはしませんが、プールを実施する場合には、飛沫感染のリスクを低減するため、1クラスをいくつかのグループに分け少人数でプールに入るなどの対策を取ってください（例：5歳児の日、4歳児の日など、クラスごとに入る日を設定するなど）。また、シャワーや着替え時も少人数で行うなど密にならない工夫をしてください。</li> <li>なお、このような対策を講じることが困難であり、園児の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度においてはプールの実施を控えるようお願いいたします。</li> </ul> |
| <p>運動会等の行事</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>運動会、お楽しみ会、保育参観等の行事については、その必要性や目的を再度検討し、縮小開催又は中止とすること。必要性があつて実施する場合には、「3密」を避けるなどの感染拡大防止策をとったうえで開催すること。その際、開催後に感染者が確認された場合に備えて連絡が取れるように、当日の参加者の把握を行ってください。</li> <li>異年齢保育は部屋のレイアウトを工夫したうえで、実施可能とします。</li> <li>外部の方に依頼して行うお話会やイベント等は中止としますが、園児のみの集会は「3密」に注意して実施します。</li> <li>地域の他施設等との共催イベントについては、当面の間、基本的には中止としてください。開催が必要な場合には、「3密」を避けるなど適切な感染拡大防止策について、先方の施設と協議したうえで開催すること。</li> </ul>                                    |
| <p>健康診断及び歯科健診</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で厚生労働省から健康診断の回数の変更についての連絡がないことから、通常通り年2回の実施とします。実施時期については、多くの園児が受診できることが望ましいため、登園児童数等をふまえ、嘱託医師・嘱託歯科医師と日程調整すること。また、欠席した園児への対応についても、通常通り代替手段を講じたり、日常的な健康観察等による子どもの健康状態の把握に努めること。</li> <li>健康診断実施にあたっての留意事項は、「緊急事態宣言の発出に伴う園児の健康診断等の実施について(通知)」(令和2年4月9日付こ保運第157号)を参照してください。</li> </ul>  |

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <p><b>保育実習等の<br/>受入れ</b></p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育人材確保の観点からも、依頼があった場合には、基本的には受け入れを行うこととします。</li> <li>    なお、受け入れる実習生は、職員同様に毎日の健康チェックを実施し、手洗いやマスク着用等の基本的な感染予防対策を行うほか、実習前2週間及び実習期間中においては、私生活においても「3密」空間等への外出は控えることを周知徹底してください。</li> </ul>  |
| <p><b>ネットワーク事業<br/>の実施</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には、当面の間、民間園訪問は実施しないこと。必要性があり民間園を訪問する際なども、玄関先で必要資料を渡すだけに留めるなど、接触は必要最低限にすること。</li> <li>・ 研修の実施にあたっては必要性を検討した上で、開催する場合でも適切な感染拡大防止策を取った上で開催すること。</li> <li>・ 今年度はネットワーク事業の各予定実施回数を大きく下回っても構いません。区と調整し、実施の可否を検討してください。</li> </ul> |
| <p><b>地域育児支援の<br/>実施</b></p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園庭開放、育児講座、交流保育、育児相談の地域育児支援については、6月末まで実施を見送ります。</li> </ul>  |
| <p><b>職員休憩室の運用</b></p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の休憩は、既存の休憩室だけでなく、可能な場合は、予備室や育児支援室を職員休憩室として活用し、3密を避けるようにすること。</li> <li>・ 午睡中に空いた保育室を職員休憩室とすることも可能とするが、食事等をする場合にはアレルギー事故防止の観点からも使用後の掃除と確認をすること。</li> </ul>   |